	一五・〇八平方メートル、同一六八〇番一に北接する道路敷と同一六六七番三に挟まれ同一六六番一と同一六六七番一に挟まれるまでの水路敷のうち実測一八・七七平方メートル、同一六八八番二と同一六八七番に挟まれる同一六八八番一と同一六八七番に挟まれるまでの水路敷のうち実測七・〇六平方メートルを含む。 備考　一筆の土地、道路敷及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を香川県教育委員会及び観音寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百六十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
南方曼陀羅の風景地	神島 和歌山県田辺市新庄町	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び田辺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
神島	同　田辺市東陽	六五三番四、六五五番、六五七番一、六九九番二、七〇三番四
闘雞神社	闘雞神社	
須佐神社	同　田辺市中万呂字天王代	五番一、五番四
伊作田稲荷神社	伊作田稲荷神社	
継桜王子	須佐神社	
高原熊野神社	高原熊野神社	
奇絶峡	同　田辺市中辺路町高原字森	一一二〇番
龍神山	同　田辺市上秋津	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び田辺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
八上神社	同　田辺市稲成町字岩城山	一一二四番、一一二五番一
田中神社	同　田辺市中辺路町野中	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び田辺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
九龍島	金刀比羅神社	
天神崎	天神崎	

八上神社	一三八二番、一三八三番のうち実測五四四九・八八平方メートル
田中神社	四〇八番のうち実測八九六・九七平方メートル
九龍島	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び田辺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
古座	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び串本町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
金刀比羅神社	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び白浜町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
天神崎	別図の通り。 備考　別図は省略し和歌山県教育委員会及び田辺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
大歩危	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅳ座標系を基準とするA地点（X＝九九三八七・四〇二メートル、Y＝二三六五〇・一二メートル）、B地点（X＝九九三九六・二〇二メートル、Y＝二三七二五・四八四メートル）、C地点（X＝九八九一三・一二〇メートル、Y＝二三八三六・五四四メートル）、D地点（X＝九八八七・〇四五メートル、Y＝二三七五二・四三二メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び三好市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 当該地域は、天然記念物大歩危（平成二十六年文部科学省告示第三十二号）の地域として告示した地域である。
アマミクヌムイ（アマミクの杜）	今鬼神ノカナヒヤフ（テンチジアマチジ及びこはおの御嶽（クバの御嶽） 久高コハウ森（久高のフボー御嶽）

徳島県三好市山城町西宇字ヲヲボケ道ノ下	今鬼神ノカナヒヤフ（テンチジアマチジ及びこはおの御嶽（クバの御嶽）
同　西祖谷山村徳善西	沖縄県国頭郡今帰仁村 久高コハウ森（久高のフボー御嶽） 同　南城市知念
	別図の通り。 備考　別図は省略し沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照） 別図の通り。 備考　別図は省略し沖縄県教育委員会及び南城市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）